

令和元年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書

令和元年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和2年10月

三重県監査委員

令和元年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書

概要説明

令和元年度の病院事業庁関係の決算審査につきましては、去る 9 月 9 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要（意見書 1 頁）

審査の対象は、病院事業庁が経営する令和元年度三重県病院事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書並添付書類の内容について、

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- ④ 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第 2 審査の結果及び意見（意見書 2 頁）

1 審査の結果（意見書 2 頁）

「審査の結果」につきましては、三重県病院事業庁が経営している病院事業の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に則り、病院事業庁会計規程に基づいて作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に処理されておりましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2頁）

(1) 令和元年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について（意見書 2頁）

令和元年度病院事業会計の経常損益及び純損益は、いずれも約 2,145 万円の黒字となり、前年度に比べ約 9,679 万円改善しました。しかし、医業収益は、入院・外来患者数の減少により、前年度に比べ約 4,955 万円減少しており、未処理欠損金（累積欠損金）は、依然として約 92 億円と多額です。

また、「三重県病院事業 中期経営計画（平成 29 年度～令和 2 年度）」（以下「中期経営計画」という。）に基づき、各年度における成果目標等の進捗管理を行っていますが、目標未達成の項目が多くあります。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策の徹底と、事業運営に与える影響にも留意しながら、令和 2 年度は、中期経営計画の最終年度として、目標達成に向けて取り組むとともに、医業収益の増加を図るなど、経営の健全化に努められたい、と意見しています。

また、今後も各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、病院を取り巻く環境や求められるニーズを踏まえ、次期中期経営計画を策定されたい、と意見しています。

ア こころの医療センター（意見書 5頁）

経常損益、純損益とも約 7,352 万円の赤字となり、前年度に比べいずれも約 2,062 万円改善していますが、3 年連続の赤字となりました。

平成 30 年度から進めている経営改善プロジェクトでは、「地域連携強化」、「地域移行開拓」、「病床管理適正化」、「精神科作業療法・デイケア強化」、「労働生産性向上」、「経費削減」に係る課題の解決に向けて取り組んでいます。

令和元年度には、個室の拡充による急性期患者の受入強化や開放病棟の一部を閉鎖するなど円滑な病床管理を行うことで、診療単価は増加しましたが、患者数の減少が続き、医業収益は減少しました。引き続き、課題解決に向けて取り組み、経営の健全化に努められたい、と意見しています。

また、今後も「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、精神科医療の中核病院としての役割を担いながら、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい、と意見しています。

イ 一志病院（意見書 5頁）

経常損益、純損益とも約1億5,066万円の黒字となり、前年度に比べいずれも約6,793万円増加し、経常損益は平成25年度から7年連続の黒字となりました。今後も入院・外来患者や健康診断等受診者の確保を通じて収益の増加を図るなど、引き続き、健全な経営に努められたい、と意見しています。

また、地域の過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい、と意見しています。

ウ 志摩病院（意見書 5頁）

志摩病院では、平成24年度に指定管理者制度を導入して以降、県と指定管理者の基本協定（平成24年度～令和3年度）に基づく病院運営を行っています。稼働病床の段階的増床や内科系救急における24時間365日の受入体制などを実現していますが、外科系における救急受入体制の回復や一部診療科における常勤医師の配置が進んでいません。このような状況を踏まえ、残りの指定期間においても、指定管理者と十分な連携を図り、さらなる診療機能の充実強化に努められたい、と意見しています。

また、人口減少など志摩病院を取り巻く環境が変化するなか、令和元年度に実施した「指定管理者制度による志摩病院の運営に係る検証」を踏まえ、次期指定管理者を指定し、引き続き、志摩地域の中核病院としての役割・機能を担うよう努められたい、と意見しています。

(2) 未収金の回収と発生防止について（意見書 8頁）

令和元年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）は、前年度に比べて約 498 万円減少し、約 6,324 万円となっています。

未収金の回収については、電話督促、催告書等の送付及び臨戸訪問を行い、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うことで約 551 万円を回収しているところですが、引き続き、回収に向けての取組を進められたい、と意見しています。

また、未収金の新規発生額は、年々減少傾向にありますが、令和元年度は、約 362 万円発生していますので、引き続き、未収金の発生防止に取り組みられたい、と意見しています。

令和元年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和元年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る9月9日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、病院事業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

第1 審査の概要

審査の対象は、知事から審査に付された令和元年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。

- ① 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- ③ 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- ④ 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点をおき、決算書並添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を慎重に審査した結果、病院事業について、適正に作成されており、資金不足は発生していないものと認められることを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和元年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書及び令和元年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。